

## 様式第4号（第4条関係）

随意契約調書			
工事（業務委託）名	8月17日豪雨に伴う松尾14号橋災害復旧詳細設計業務		
工事（業務委託）場所	鳥羽市	松尾町	地内
契約分類	業務委託		
契約概要	設計業務 詳細設計 N=1式 査定積算 N=1式		
契約期間	令和3年11月29日 ~ 令和4年2月10日		
契約年月日	令和3年11月29日		
契約金額	4,961,000円(税込み)		
契約相手先	三重県津市島崎町56番地 公益財団法人 三重県建設技術センター 理事長 渡邊 克己		
契約相手の選定理由	<p>本業務は、8月17日の豪雨により被災した松尾14号橋の災害復旧工法の検討等を行った予備設計業務を基に詳細設計を行うものであり、橋梁の災害復旧事業制度、設計及び工事全般に関する専門的な知識を熟知していることが不可欠である。</p> <p>公益財団法人三重県建設技術センター（以下、建設技術センター）は、県民の福祉の増進に寄与することを目的とし、建設事業の人材育成支援、まちづくり支援、社会資本整備や維持管理支援を行っており、施工体制の確保に関する推進協議会において県内唯一の公共工事発注者支援機関としての認定を受けているため、橋梁設計などをはじめ、三重県下の自治体に技術的支援を含めた多くの業務実績を有しており、技術・災害制度の両面を踏まえた総合的なアドバイスを受けることができる。</p> <p>建設技術センターは平成30年度に当市の橋梁長寿命化修繕計画の策定を行っており、当市の橋梁の現状についても熟知していること及び予備設計業務を実施しているため、継続性による効率的かつ確実な業務の実施が可能である。</p> <p>また、三重県などの関係機関との各種協議資料や申請資料の作成について多数の知見を有し、災害復旧事業制度及び橋梁設計・施工に関する専門的な知識、技術力を十分に有している。</p> <p>これらの理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、建設技術センターを選定したものである。</p>		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しない)		
担当課	建設課		